



熊本県公報

第 1 2 5 1 3 号

平成 28 年 4 月 22 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定……………（障がい者支援課） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更の届出……………（ ” ） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の辞退……………（ ” ） 2
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録……………（高齢者支援課） 2
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧……………（団体支援課） 2
- 肥料登録有効期間更新……………（農業技術課） 2
- 農用地利用配分計画の認可申請……………（農地・担い手支援課） 3
- 換地計画の決定……………（農地整備課） 3
- 平成 2 8 年度肥後古代の森山鹿地区樹木等保護管理業務の入札結果……………（装飾古墳館総務課） 4
- 平成 2 8 年度肥後古代の森鹿央地区樹木等保護管理業務の入札結果……………（ ” ） 4
- 平成 2 8 年度肥後古代の森菊水地区樹木等保護管理業務の入札結果……………（ ” ） 4
- 平成 2 8 年度肥後古代の森菊鹿地区樹木等保護管理業務の入札結果……………（ ” ） 5
- 有形文化財の指定……………（文化課） 5
- 熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与規則の一部を改正する規則……………（高校教育課） 5

告 示

熊本県告示第 4 9 6 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 8 年 4 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
四ツ山はるかぜ薬局 荒尾市四ツ山町三丁目 1 番 2 号	平成 2 8 年 4 月 1 日

熊本県告示第 4 9 7 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 4 条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第 6 9 条の規定により告示する。

平成 2 8 年 4 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
さくら調剤薬局 九日町店	医療機関の 所在地	人吉市九日町104 番地	人吉市九日町102 番地1	平成28年 3月1日
訪問看護ステー ションきらら	医療機関の 所在地	八代郡氷川町島地1 644番地2	八代郡氷川町鹿野1 301番地2	平成28年 3月1日

熊本県告示第498号

次のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成28年4月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	辞退年月日
有限会社調剤薬局ケンコー堂玉名店 玉名市中1836番地6	平成28年2月1日
熊本パール総合歯科クリニック宇土院 宇土市高柳町20番地9	平成27年6月30日

熊本県告示第499号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成28年4月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
医療法人田中会 熊本市中央区新市街7番17号	グループホーム 陣内 菊池郡大津町大字陣内1167 番地5	431100283	平成28年4月14日	認知症対応型共同生活介護

熊本県告示第500号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成28年4月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区の名称
沖新加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
熊本市西区沖新町4725番地 右田 幸一
熊本市西区沖新町522番地 西村 洋一
熊本市西区沖新町3467番地2 米村 建太郎
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
沖新漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成28年4月22日から平成28年5月6日まで
- 5 縦覧場所
沖新漁業協同組合

公 告

熊本県公告第286号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の

登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。
平成28年4月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の 種 類	肥料の 名 称	保証成分量 (%)	その他の 規格	生産業者の氏名 又は名称及び住 所	有効期限
熊本県肥 第114 5号	炭酸カ ルシウ ム肥料	炭酸苦 土石灰 2号	アルカリ分 : 55.0 可溶性苦土 : 10.0	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は、公 定規格のとおり 。	有限会社谷脇石 灰工業所 熊本県宇城市松 橋町曲野330 4-5	平成34年 4月14日

熊本県公告第287号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年4月22日から同年5月6日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成28年4月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社アイプラ ントファーム	上益城郡益城町田原	上益城郡益城町大字平田字棚田448番
株式会社有田牧場	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字崩下531番11
酒井 裕則	球磨郡錦町木上北	球磨郡錦町大字木上北字平岩161番1 ほか3筆
小村 仁	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡錦町大字西字下須1495番1ほ か1筆
村上 綾	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字三平松3003番 40
森岡 西男	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字山ノ田2629番 21ほか2筆
深水 隆光	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字塚ノ原2160番 46ほか2筆
田浦 孝利	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字平岩87番1
丁村 賢	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字堂ノ下2246番1 ほか1筆

2 申請年月日

平成28年4月6日

熊本県公告第288号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営中島地区（田小野換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

利害関係人で不服のある者は、縦覧期間満了日の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

平成28年4月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成28年4月25日から
平成28年5月26日まで
- 2 縦覧の場所 山都町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
(1) 換地設計書

- (2) 各筆換地明細書
- (3) 清算金明細書
- (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

登載依頼**熊本県教育委員会公告第 8 号**

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 1 1 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 5 1 号）第 1 1 条の規定により、次のとおり公告する。

平成 2 8 年 4 月 2 2 日

熊本県立装飾古墳館長 木崎 泰弘

- 1 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
平成 2 8 年度肥後古代の森山鹿地区樹木等保護管理業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県立装飾古墳館総務課
住所 〒861-0561 熊本県山鹿市鹿央町岩原 3085 番地
電話 0968-36-2151 ファックス番号 0968-36-2120
- 3 落札者の相手方を決定した日
平成 2 8 年 3 月 1 8 日
- 4 落札者の相手方の氏名及び住所
株式会社 森田緑化造園
熊本市北区下硯川 1-7-34
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額
2, 8 4 6, 2 5 0 円（うち消費税及び地方消費税の額 2 1 0, 8 3 3 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条に規定する公告を行った日
平成 2 8 年 1 月 2 9 日

熊本県教育委員会公告第 9 号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 1 1 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 5 1 号）第 1 1 条の規定により、次のとおり公告する。

平成 2 8 年 4 月 2 2 日

熊本県立装飾古墳館長 木崎 泰弘

- 1 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
平成 2 8 年度肥後古代の森鹿央地区樹木等保護管理業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県立装飾古墳館総務課
住所 〒861-0561 熊本県山鹿市鹿央町岩原 3085 番地
電話 0968-36-2151 ファックス番号 0968-36-2120
- 3 落札者の相手方を決定した日
平成 2 8 年 3 月 1 0 日
- 4 落札者の相手方の氏名及び住所
木上梅香園 株式会社
熊本市中央区白山 2-1-17
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額
6, 1 1 2, 8 0 0 円（うち消費税及び地方消費税の額 4 5 2, 8 0 0 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条に規定する公告を行った日
平成 2 8 年 1 月 2 9 日

熊本県教育委員会公告第 1 0 号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 1 1 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 5 1 号）第 1 1 条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年4月22日

熊本県立装飾古墳館長 木崎 泰弘

- 1 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
平成28年度肥後古代の森菊水地区樹木等保護管理業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県立装飾古墳館総務課
住所 〒861-0561 熊本県山鹿市鹿央町岩原 3085 番地
電話 0968-36-2151 ファックス番号0968-36-2120
- 3 落札者の相手方を決定した日
平成28年3月18日
- 4 落札者の相手方の氏名及び住所
有限会社 菊水緑化造園
玉名郡菊水町萩原43
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額
5,281,499円(うち消費税及び地方消費税の額391,222円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成28年1月29日

熊本県教育委員会公告第11号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年4月22日

熊本県立装飾古墳館長 木崎 泰弘

- 1 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
平成28年度肥後古代の森菊鹿地区樹木等保護管理業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県立装飾古墳館総務課
住所 〒861-0561 熊本県山鹿市鹿央町岩原 3085 番地
電話 0968-36-2151 ファックス番号0968-36-2120
- 3 落札者の相手方を決定した日
平成28年3月10日
- 4 落札者の相手方の氏名及び住所
木上梅香園 株式会社
熊本市中央区白山2-1-17
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額
10,226,520円(うち消費税及び地方消費税の額757,520円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成28年1月29日

熊本県教育委員会告示第10号

熊本県文化財保護条例(昭和51年熊本県条例第48号)第4条第1項の規定により、次の有形文化財を熊本県指定重要文化財に指定する。

平成28年4月22日

熊本県教育委員会委員長 木之内 均

種 別	名 称	員数	所在の場所	所有者
重要文化財 (彫刻)	木造聖観音菩薩立像 及び木造四天王立像	5 軀	熊本県球磨郡多良木町奥野 字屋尻1309-4	中山観音保存会

熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月22日

熊本県教育委員会委員長 木之内 均

熊本県教育委員会規則第8号

熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与規則の一部を改正する規則
熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与規則(平成22年熊本県教育委員

会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2の項対象高等学校の欄中「熊本県立苓明高等学校(普通科に限る。)」及び「熊本県立苓洋高等学校(普通科に限る。)」を削る。

別表第5の1の項対象高等学校の欄中「熊本県立天草高等学校(全日制課程に限る。)」の次に「熊本県立天草拓心高等学校(本渡校舎に限る。)」を加え、同欄中「熊本県立苓明高等学校(普通科に限る。)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2及び別表第5の改正規定(別表第5の改正規定中「熊本県立天草拓心高等学校(本渡校舎に限る。)」を加える部分を除く。)は、平成29年4月1日から施行する。